

ま え が き

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などと直接ふれあう様々な体験の機会が乏しくなっています。

このような状況を踏まえ、平成13年7月、学校教育法等の改正が行われ、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校において、教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするのが規定されました。また、平成14年7月には中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」が取りまとめられ、青少年の時期には、学校内外における奉仕活動・体験活動を推進する等、多様な体験活動の機会を充実し、豊かな人間性や社会性などを培っていくことが必要であるとして、学校、家庭、地域が連携・協力して、社会的な仕組み作り等を行うべきであるとの提言がなされました。

新学習指導要領においても、「生きる力」の育成を目指す観点から各教科等の全体を通じて体験活動を重視するとともに、体験活動を重要な活動方法の一つとする「総合的な学習の時間」を創設しているところです。

各学校においては、今後、それぞれの実態を踏まえて、体験活動の充実を図っていただく必要がありますが、現時点では、学校としてのねらいを明確にもってある程度長期にわたるまとまった体験活動を行っている学校は多くはありません。

このため、文部科学省では、都道府県教育委員会の協力を得て先進的な事例を収集し、体験活動の充実に関する基本的な考え方や配慮事項を付して、各学校の取組の参考に供することとしました。ここでとりまとめた事例は、従前の学習指導要領の下での実践であり、必ずしも長期間にわたるものばかりではありませんが、小学校から高等学校までできるだけ多様な体験活動の事例を集めるよう努めました。

各学校においては、本書を参考に創意工夫をして体験活動の充実を図っていただくことを期待しております。

末尾になりましたが、本書の作成に当たり多大な御協力をいただいた作成協力者、事例提供校ほか関係の方々に、心から感謝申し上げます。

平成14年10月

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課長 尾崎春樹